地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～四　略］ 五　補正予算債償還費	［略］	［略］
		1　平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	(1)～(5)　［略］
		2　平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	(1)～(16)　［略］ (17)　令和三年度補正予算債 ア　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県六十・〇％分」という。） ［イ　略］ (18)　令和四年度補正予算債 ［ア　略］ イ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県六十・〇％分」という。） ［ウ　略］ (19)　令和五年度補正予算債 ［ア・イ　略］

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～四　同上］ 五　補正予算債償還費	［同上］	(1)　平成五年度補正予算債
		1　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	(2)～(6)　［同上］
		2　平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	(1)～(16)　［同上］ (17)　令和三年度補正予算債 ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県六十・〇％分」という。） ［イ　同上］ (18)　令和四年度補正予算債 ［ア　同上］ イ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県六十・〇％分」という。） ［ウ　同上］ (19)　令和五年度補正予算債 ［ア・イ　同上］